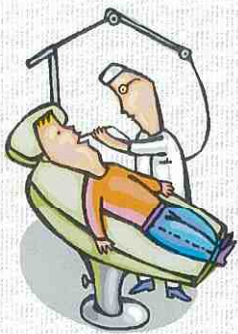
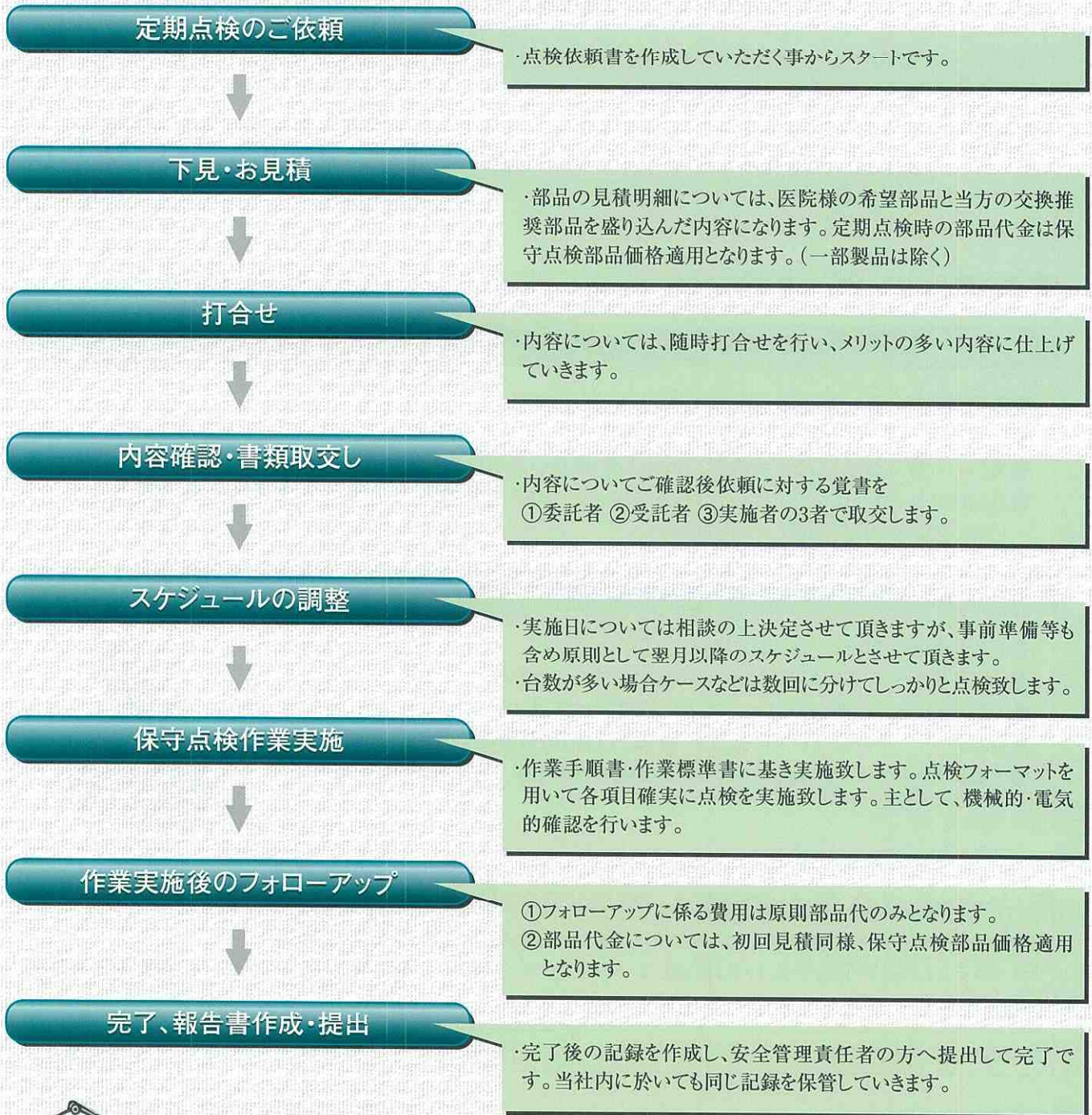


保守点検における定期点検の流れ



● 定期点検の価格について

	保守点検作業費	部品代	計	備考
デンタルユニット・チェア	36,000円/台	実費※	36,000円+部品代	耐用期間外は 66,000円/台
デンタルX-ray	21,000円/台	実費※	21,000円+部品代	耐用期間外は 36,000円/台
タービン類	500円/本	実費※	500円+部品代	ユニット・チェアと同時でお願い致します。
炭酸ガスレーザー	56,000円/台	実費※	56,000円+部品代	耐用期間外は 106,000円/台

※保守点検部品価格を適用します。

医療機器安全の向上=医療機器保守点検実施のお知らせ



2007年4月1日に施行された医療法改正において、医療機器における安全管理の要求も更により高くなりました!!

タカラベルモント(株)・ベルモントコミュニケーションズ(株)では、お客様の機器をより安全・快適にご使用いただく為、日常点検・定期点検を推奨・受託・実施させていただきます。



医療機器の保守点検には、大きく分けて次の二つがあります。

日常点検

- 医療機関様において、日毎・週毎に実施して頂く点検です。
- 日々のお手入れ・消耗品の交換などが主な内容です。
- 実施の内容は対象となる医療機器の添付文書・取扱説明書を参照して頂き、実施出来る内容となっています。
- 点検のフォーマットについては、タカラベルモント(株)デンタル事業部ホームページからもダウンロードできます。
(アドレスは最下段に記載しております)

定期点検

- 医療機関様において、定期的に実施して頂く点検です。
- 日常点検をベースに、より深く掘り下げた内容となっています。
- 実施の内容は、定期点検のチェック表に記載されています。
- 点検のフォーマットについては、タカラベルモント(株)の最寄の営業所へお問合せ下さい。
- 実施にあたっては、定期点検の為の教育訓練・計測機器・工具などが必要です。



保守点検が必要な機器は、特定保守管理医療機器です。

※(医療法施行規則第9条の7に規定する薬事法第2条第8項の「特定保守管理医療機器」/厚生労働省令告示第78号)

タカラベルモント(株)が製造販売または販売している製品の内、歯科医院様に納入されている以下の機器が主な対象となります。

歯科用ユニット

歯科用チェア

歯科用ハンドピース

歯科用電気エンジン

歯科用レーザー

デンタルX線装置

など(※1)

医療機器の保守点検は外部への業務委託が可能です。

※(医療法第15条の2/医療法施行規則第9条の12/厚生労働省令第172号/医政発第1222001号/医政経発第1222001号)

タカラベルモント(株)各営業所ならびにベルモントコミュニケーションズ(株)各営業所は、医政発第1222001号厚生労働省医政局長通知ならびに医政経発第1222001号厚生労働省医政局経済課長通知にある資格要件を満たしている修理業者です。(※2)

タカラベルモント(株)が製造販売及び販売した機器に関する医療機器保守点検の日常点検に関する説明・定期点検を受託して実施致します。

(※1) 医療機器の一般的名称ではありません。詳細については各営業所にお問合せ下さい。(注2) 修理業詳細については、最寄の営業所にて修理業の業務案内書として用意しております。